

委任状

令和 7 年 4 月 1 日

(委任者) 住 所 豊中市 中桜塚 3 — 1 — 1

氏 名 株式会社豊中 代表取締役 豊中 太郎

私は、下記の者を代理者に定め、下記事項に関する権限を委任します。

記

1. 工 事 の 名 称

豊中住宅解体工事

2. 工 事 の 場 所

豊中市中桜塚 3 — 1 — 2

3. (代理者) 住 所 大阪市 住之江区 南港北 1 — 14 — 16

氏 名 株式会社大阪 代表取締役 大阪 一郎

連絡先 ●●—●●●●—●●●●

(委任事項)

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第10条に基づく届出その他の手続きにかかる一切の権限。

以上

※本件の代理者が行政書士でないとき又は建築物の新築、増築、修繕若しくは模様替に関する手続きを行う建築士でないときは、業として他人の依頼を受け報酬を得て、官公署に提出する書類を作成することは、行政書士法により禁じられていますのでご注意ください。